

議案第72号

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続に関する意見書

上記の議案を提出する。

令和5年9月29日

提出者 目黒区議会議員

武藤 まさひろ

山本 ひろこ

こいで まあり

岸 大介

斉藤 優子

かいでん 和弘

川原 のぶあき

松田 哲也

佐藤 昇

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続に関する意見書

令和5年8月に内閣府が公表した月例経済報告における景気の基調判断によると、我が国の「景気は、緩やかに回復して」おり、「企業収益は、総じてみれば緩やかに改善している。」と報告がされている。

一方で、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れがリスクとなり、物価上昇や、金融資本市場の変動等の影響を受けて、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族や従業員などの生活基盤は圧迫され続けている。

このような厳しい状況下で、東京都独自の施策として定着している「小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置」、「小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置」及び「商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置」は、小規模事業者にとって事業の継続や経営の安定化への大きな支えとなっている。

これらの軽減措置が廃止されると、区内小規模事業者の経営や区民生活は更に厳しいものになり、地域経済の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすものになりかねない。

よって、目黒区議会は、東京都に対し、下記の事項を令和6年度以降も継続するよう強く要望する。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月29日

目黒区議会議長 おのせ 康裕

東京都知事 宛て